

第208期 定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

徳島市西船場町二丁目24番地の1
当行本店 3階大会議室
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

議決権行使書用紙または
インターネット等による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分まで

～新型コロナウイルスによる感染予防について～

1. 出席株主さまの安全のため、座席の間隔を広く取ることを予定しており、十分な席数を確保できないことから、ご入場できない場合がございます。
2. 当日は、議場受付前にて「サーモグラフィー」による体温の計測を行い、発熱が確認された場合は、ご入場を制限させていただきます。
当日は、マスクの着用をお願いいたします。
3. 本年から、「お土産」を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第208期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類等	31
監査報告書	37
(株主総会参考書類)	
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	43
第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件	48
インターネット等による議決権行使のご案内	55



阿波銀行

証券コード：8388

株 主 各 位

徳島市西船場町二丁目24番地の1
株式会社 **阿 波 銀 行**
取締役頭取 長 岡 奨

第208期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、感染拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当行第208期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り書面またはインターネット等により議決権の事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 徳島市西船場町二丁目24番地の1
当行本店 3階大会議室
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第208期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第208期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使



開催日時 2020年6月26日（金）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限 2020年6月25日（木）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使



行使期限 2020年6月25日（木）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は55頁から56頁をご覧ください。

1 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

2 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表および連結計算書類の連結株主資本等変動計算書・連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 当行では節電のため冷房の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

第208期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険の販売業務及び金融商品仲介業務並びに信託業務等を通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

また、当行グループでは、阿波銀保証株式会社において信用保証業務等を、阿波銀カード株式会社においてクレジットカード業務等を、阿波銀コンサルティング株式会社において経営コンサルティング業務等を、阿波銀リース株式会社においてリース業務等を行うほか、あわぎん成長企業投資事業有限責任組合において成長企業への投資業務等を行い、グループ各社による銀行業務の補完により総合金融サービスを提供しております。

金融経済環境

2019年度のわが国経済につきましては、年度前半は、海外経済の減速などの影響から輸出・生産や企業の業況判断に弱めの動きが見られたものの、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、景気の緩やかな拡大が続きました。しかしながら、秋口以降は消費税増税や自然災害の影響から内需が落ち込む中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により世界経済の不透明感が高まり、輸出・生産が大きく減少したほか、インバウンド観光客の減少に加え、国内におけるイベントや外出自粛の動きなどから景気は急速に悪化しました。

この間、金融・為替市場では、年末にかけて世界経済の回復期待が追い風となり株高が進行したものの、その後は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により世界的な株安・金利低下が急激に進行するなど不安定な動きが続きました。

県内経済につきましては、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善により緩やかな回復が続いておりましたが、国内景気と同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県内景気も急速に悪化しました。

事業の経過及び成果

このような環境下、当期は、長期経営計画「As One」の2年目にあたり、基本戦略「構造改革と永代取引の進化」のもと、お客さま本位の視点で営業・事務・チャネル体制等を見直し、金融サービスと生産性の向上を実現するため、構造改革を徹底して実施したほか、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくという当行の伝統的営業方針「永代取引」をさらに進化させるために、さまざまな施策に取り組みました。

《商品、サービス》

商品、サービスにつきましては、お客さまの多様化するニーズに一層お応えするため、総合金融サービス業として商品やサービスの充実などに取り組みました。

個人のお客さまには、預金口座からの即時決済により安心してご利用いただける「あわぎんJCBデビット」のほか、各種スマートフォン決済サービスの取扱開始など、キャッシュレス化の推進を図りました。また、お客さまのライフステージに応じた最適なポートフォリオの構築にお役に立てるよう投資信託や保険等の商品ラインアップの拡充を図り、各種キャンペーンの実施やセミナーの開催などを展開したほか、高齢化等の社会環境変化に伴うお客さまのニーズにお応えするため、「あわぎん遺言代用信託」及び「あわぎん暦年贈与型信託」の取扱いを開始いたしました。さらに、スマートフォンで24時間入出金明細等をご確認いただける「あわぎんアプリ」や「Web照会サービス」の提供に加え、住所変更など印鑑不要でお手続きが可能な「タブレット受付システム」の導入によりお客さまの利便性向上に向けた取組みを進めております。

一方、法人のお客さまには、地域密着型金融の推進に一層努める中、創業や新たな事業展開も含め、事業性評価を通じた本業のご支援に積極的に取り組みました。そして、台風により直接・間接的に影響のあった方へのご支援を目的に「あわぎん災害復興特別支援資金」を導入したほか、新型コロナウイルス感染症拡大への対応では、「あわぎん緊急特別融資」を導入するとともに「休日金融相談窓口」を設置し、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うなど、資金繰り支援に努めております。また、四国の地方銀行4行が地方創生に向けて取組む四国アライアンスによるビジネスマッチング支援や商談会の開催など、お客さまのネットワークや販路の拡大に向けた取組みを強化いたしました。

《店舗・営業チャネル、組織》

店舗・営業チャネルにつきましては、イオンモール徳島に「あわぎんイオンプラザ」を新設し、資産運用や保険及び各種ローンの相談窓口に加え、タブレット端末やデジタルサインページによる情報提供やWebを活用した取引機能を備えるなど、お客さま一人ひとりにあわせたライフプランのご相談にお応えできる体制を整えました。また、「本店営業部」を基本コンセプト「地方創生・地域活性化への貢献」「お客さまを起点とした銀行サービスの品質向上」のもと、新築移転いたしました。「本店営業部」と「両国橋支店」という2つの基幹店舗がひとつになることで、両店のお客さまの流れをつくり、さらに銀行機能とパブリック機能を融合させた設備とし銀行のお客さま以外にも広くご利用いただくことで、徳島市中心街に賑わいが創出され、地域の活性化に繋がっていくことをめざしております。

そのほか、「二軒屋支店」の新築にあわせ「問屋町支店」を「二軒屋支店」内に、「本店営業部」の新築移転に伴い「両国橋支店」及び「かちどき橋支店」を「本店営業部」内に店舗内店舗として移転統合し、店舗チャネルの効率化を進めました。

《SDGsへの取組み》

当行では、経営品質の向上に向け、行是・経営方針のもと、「お客さま感動満足の創造」「永代取引の追求」「従業員満足の向上」「SDGsへの取組み強化」を進めております。これまでも地域経済・社会の発展に向けて地方創生や環境保護等の取組みを行ってまいりましたが、2019年4月に国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の趣旨に賛同し、持続可能な経済・社会・環境の実現をめざすため、「あわぎんSDGs取組方針」を制定いたしました。本方針制定により、全職員による「エシカル消費活動」の推進など身近な取組みから始め、事業活動を通じてSDGsの目標達成に取組むお客さまを支援する「あわぎんSDGs私募債」の取扱開始や紙資源節約のため「あわぎん a i - m o 通帳」への切り替えを推進するなどさまざまな施策の実践によりSDGsの取組みを強化しております。

地域貢献活動につきましては、公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団及び公益財団法人阿波銀福祉基金による助成活動のほか、金融教室や各種スポーツ大会を通じた青少年の育成支援活動を継続いたしました。さらに従来から取組んでまいりましたアドプト・プログラム吉野川清掃ボランティア活動や、森づくりボランティア活動など、幅広い活動を展開いたしました。

また、四国アライアンスでは、四国地域における起業・創業意識の向上及び独創的なビジネスプランを持つ起業家の発掘・事業化支援を目的に「四国アライアンス ビジネスプランコンテスト」を開催したほか、四国遍路の世界遺産登録に向けた現状や課題について分析・提言を行うなど、地方創生に向けた取組みも強化いたしました。

《営業の成果等》

このような経過を踏まえ、当期の営業の成果を主な業務区分別に見ますと、次のとおりであります。

（預金及び預かり資産）

預金及び預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズへの対応に努め、お取引の拡大を図りました。

法人預金・公金預金は減少したものの、個人預金が前年度比402億円の増加と順調に推移したことから、譲渡性預金を含めた預金は、前年度比77億円増加し、当期末残高は2兆9,537億円となりました。

一方、預かり資産の残高は、前年度比155億円減少し、当期末残高は3,270億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、地域密着型金融を推進する中、成長分野をはじめさまざまな資金ニーズに積極的にお応えし、主力の中小企業向け貸出金の増強に取り組んだ結果、前年度比640億円増加し、当期末残高は1兆9,605億円となりました。

なお、総貸出金残高に占める中小企業等貸出金の割合（中小企業等貸出金比率）は、82.86%と前年度比0.07ポイント上昇いたしました。

(有価証券投資)

有価証券につきましては、マイナス金利政策が継続する中、国債が減少したことを主因として、当期末の有価証券残高は前年度比535億円減少し、1兆55億円となりました。

また、当期末の有価証券の評価損益は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により株式市場を中心に下落したことなどから、前年度比356億円減少し、580億円の評価益となりました。

(国際業務)

外国為替の取扱高につきましては、お客さまの国際化ニーズや海外進出への積極的な支援に努めた結果、前年度比7億38百万米ドル増加し、期中39億77百万米ドルとなりました。

《損益》

損益につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金など資金運用収益が増収となったものの、その他経常収益が減収となったことから、前年度比57百万円減収の522億51百万円となりました。

一方、経常費用は、経費が増加したものの、資金調達費用が減少したことなどから、前年度比1億59百万円減少の371億74百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比1億2百万円増益の150億76百万円となり、当期純利益は、前年度比5億90百万円増益の110億18百万円となりました。

《自己資本比率》

当期末現在の単体自己資本比率につきましては、中小企業向け貸出金の増加を主因にリスクアセットが増加したことから前年度末比0.20ポイント低下し、10.25%となりました。

《資本政策》

資本面につきましては、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、2019年5月20日から2019年6月17日まで、及び2020年2月5日から2020年3月12日までの間、合計750千株、1,850百万円の自己株式を取得いたしました。

配当金につきましては、中間期の業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき22円50銭とさせていただきます。また、当期の期末配当金につきましても、業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき22円50銭とさせていただきますので、当期の年間配当金は1株につき45円となります。

《連結業績》

当連結会計年度の損益につきましては、当行及びグループ各社が営業努力と経営全般にわたる合理化・効率化に努めた結果、連結経常収益は673億74百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は111億60百万円となりました。

また、グループ各社の健全性を反映し、連結自己資本比率は、10.57%と引続き高い水準を維持しております。

当行の対処すべき課題

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による社会・経済危機への対応を最優先に取り組み、感染拡大防止に努めるとともに資金繰り支援など、地域金融機関としての役割を最大限に発揮してまいります。一方で、私たちを取巻く環境は、人口減少や少子高齢化による地域経済の規模縮小に加え、都市部への人口集中による地域間格差の拡大等、社会・経済構造変化が加速度的に進行する中、デジタルイノベーションの急速な進展やキャッシュレス社会への移行に伴い、地域や業態を超えた競争が一層激化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による金融政策対応によって世界的な低金利環境は当面継続することが想定され、収益環境は一層厳しさを増すことが懸念されます。

当行では、このような環境変化に対応し、地域社会と当行の持続可能性を高めるため、経営計画「As One」を2018年度から展開しており、「構造改革と永代取引の進化」を基本戦略として、当行グループ役職員が一丸となって、お客さま感動満足を創造し、お客さまから選ばれ続ける卓越した規模効率経営をめざしております。

本計画では、2019年度までの当初2年間は思い切った構造改革を実践する期間と位置づけ、金融サービスと生産性の向上の両立を実現するため、お客さま本位の視点で営業・事務・チャンネル体制等を徹底的に見直しました。そして、2020年度からの後半3年間は本格的成長につなげる期間としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世界的な景気悪化が懸念される中、経営目標数値を一部変更いたします。お客さまに寄り添

い、きめ細やかな資金繰りのご相談やご支援に全力で取組むとともに、さらなる構造改革による生産性の向上に努めてまいります。計画期間最終年度となる3年後のコア業務純益を180億円に再設定し、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくという当行のビジネスモデル「永代取引」をさらに進化させる取組みを実践してまいります。これらの取組みが新型コロナウイルス危機克服後の地域経済を強くし、地方創生の実現に繋がっていくものと考えます。

具体的には、「永代取引の実践」において、法人のお客さまには、引続き、新型コロナウイルス感染症への対応として資金繰り支援を継続するとともに、事業性評価を通じお客さまの成長や再生をご支援する包括的コンサルティング営業を実践してまいります。また、個人のお客さまには、ライフプランやライフステージに応じたあらゆるサービスを提供し、総合金融サービス機能の高度化を図ることで、『人生100年時代』をサポートする金融資産形成に資するファミリーサポート営業を強化してまいります。

次に、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）では、「永代取引」を支える基盤強化のため店舗・事務・本部改革に引続き取組み、デジタル化の推進、FinTech企業との連携及びキャッシュレス化への取組みにより、対面・非対面のハイブリッドチャネルを構築することで、当行ならではの付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

さらに、100%子会社化が完了したグループ各社と一丸となり、ワンストップソリューションの提供によってグループ収益力の強化を図るほか、当行のビジネスモデル「永代取引」を支える人材の育成を図ってまいります。

また、コンプライアンス態勢強化のもと、取るべきリスクを明確化し収益性と健全性の両立を図っていくという経営管理の枠組みであるRAF（リスクアペタイト・フレームワーク）のレベルアップを進め、コーポレート・ガバナンスの強化とリスク管理態勢の高度化に取組んでまいります。そして、強固な経営基盤を土台に経営の健全性・収益性・成長性のバランスの取れた企業価値の向上をめざしてまいります。

本経営計画の実践により、私ども阿波銀行は、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまのことを理解し、卓越した価値を創造・提供することで、皆さまの「ベストパートナー」となれるよう全力を尽くしてまいります。

また、これまで当行が経営品質向上活動の基本理念として推進してきた「お客さま感動満足の創造」「永代取引の追求」「従業員満足の上昇」「SDGsへの取組み強化」を徹底し、当行の独自性と持続可能性の向上をめざしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】長期経営計画「As One」の概要

1. 概要

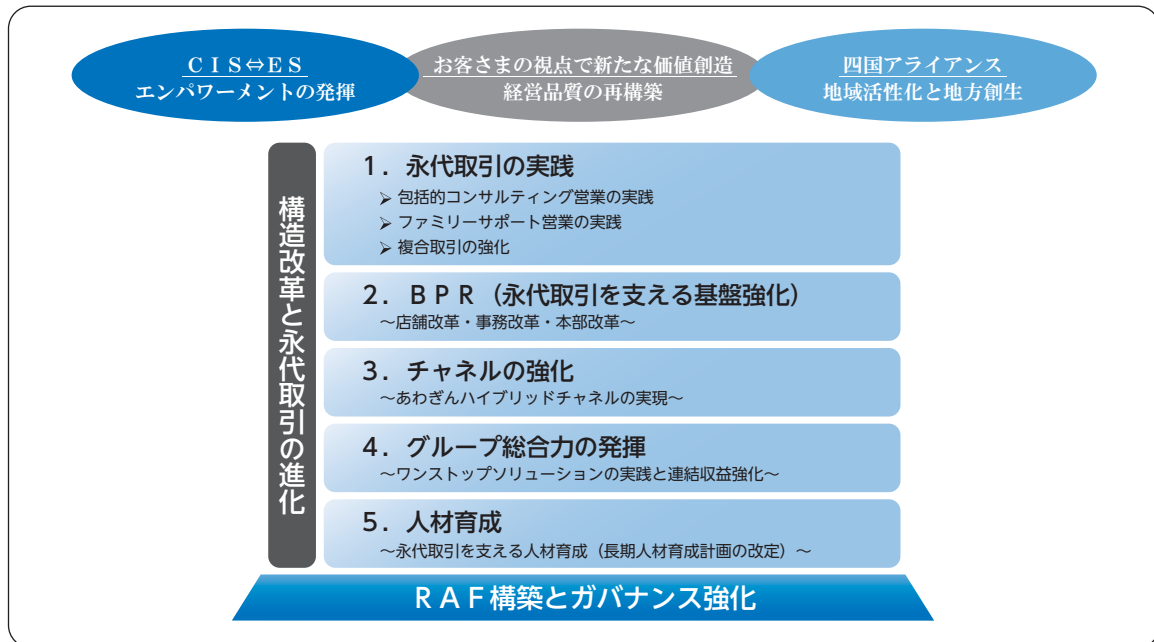
【名称】 **As One**
～ 構造改革と永代取引の進化～

【計画期間】 2018年 4月 ～ 2023年 3月

【ありたい姿】 卓越した価値を提供し、地域とお客さまの「ベストパートナー」へ

As One (アズワン)：ひとつになって、一体となって
当行とお客さま・地域が一体となって、成長・発展を目指していく
当行役職員が、ひとつになってお客さまに卓越した価値を創造していく

2. 基本戦略



3. 経営目標

2023年3月期（今回再設定）

コア業務純益	180億円以上
コア業務純益ROA	0.48%以上
修正OHR	62%未満
当期純利益ROE	4%以上
貸出金徳島県内シェア	50%以上
C I S 指標	80ポイント以上

C I S 指標…お客さまアンケートや店舗モニタリング調査等に基づいた当行独自のお客さま感動満足（カスタマー・インプレッション・サティスファクション）度を表す指標

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	26,763	27,260	27,608	27,746
定期性預金	10,849	10,253	9,919	9,723
その他	15,913	17,006	17,688	18,022
社 債	100	—	—	—
貸 出 金	17,604	18,357	18,964	19,605
個人向け	3,323	3,356	3,476	3,529
中小企業向け	11,386	11,753	12,226	12,715
その他	2,893	3,248	3,261	3,360
商 品 有 価 証 券	3	3	9	9
有 価 証 券	10,959	10,649	10,591	10,055
国 債	3,460	3,125	2,863	2,412
その他	7,499	7,523	7,728	7,643
総 資 産	31,739	32,502	33,083	33,558
内 国 為 替 取 扱 高	235,268	232,719	251,342	247,979
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,671	百万ドル 3,322	百万ドル 3,238	百万ドル 3,977
経 常 利 益	百万円 18,983	百万円 18,062	百万円 14,974	百万円 15,076
当 期 純 利 益	百万円 12,070	百万円 11,415	百万円 10,427	百万円 11,018
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 53 75	円 銭 258 32	円 銭 240 54	円 銭 258 47
信 託 財 産	0	0	3	3
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 1	百万円 3

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

3. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	691	680	703	673
経常利益	206	196	184	157
親会社株主に帰属する当期純利益	124	118	109	111
包括利益	198	138	54	△152
純資産額	2,726	2,820	2,723	2,523
総資産	32,059	32,846	33,307	33,762

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,331人	1,307人
平均年齢	41年10月	41年6月
平均勤続年数	18年11月	18年7月
平均給与月額	399千円	403千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
徳 島 県	82	(5)	80	(3)
香 川 県	2	(ー)	2	(ー)
高 知 県	1	(ー)	1	(ー)
愛 媛 県	1	(ー)	1	(ー)
大 阪 府	6	(ー)	6	(ー)
兵 庫 県	3	(ー)	3	(ー)
岡 山 県	1	(ー)	1	(ー)
東 京 都	4	(ー)	4	(ー)
神 奈 川 県	1	(ー)	1	(ー)
合 計	101	(5)	99	(3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を118か所（前年度末117か所）設置しております。また、株式会社ローソン銀行等との提携による店舗外現金自動設備の設置状況は以下のとおりです。

	全 国		うち徳島県内	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
	台数	台数	台数	台数
株式会社ローソン銀行	13,367	13,476	132	135
株式会社イーネット	12,754	12,750	64	61
株式会社イオン銀行	6,197	6,193	55	56
株式会社セブン銀行	25,216	25,152	87	92

□ 当年度新設営業所

営業所名	開設年月	所在地
本店営業部イオンプラザ出張所 (あわぎんイオンプラザ)	2019年4月	徳島市南末広町4-1 (イオンモール徳島5階)
本店営業部法人営業センター出張所 (法人営業センター)	2019年12月	徳島市西船場町二丁目24番地の1 (阿波銀行事務センター4階)

(注) 1. 当年度において二軒屋支店(徳島市)を2019年5月に新築いたしましたほか、本店営業部(徳島市)を2019年12月に新築移転いたしました。

2. 上記のほか、当年度において問屋町支店(徳島市)、両国橋支店(徳島市)を店舗内店舗としてそれぞれ2019年5月二軒屋支店(徳島市)、2019年12月本店営業部(徳島市)内へ移転いたしました。

3. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。

(新設2か所)

二軒屋支店 問屋町出張所(2019年5月、徳島市)

本店営業部 両国橋出張所(2019年12月、徳島市)

(廃止1か所)

板東支店 キョーエイ堀江出張所(2019年5月、鳴門市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,332
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本店営業部の新築	3,247
二軒屋支店の新築	408

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
阿波銀保証株式会社	徳島市東船場町二丁目21番地の2	信用保証業務	1975年 6月2日	百万円 110	% 100	—
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目12番地	クレジットカード業務	1990年 2月6日	150	100	—
阿波銀コンサルティング株式会社	徳島市元町一丁目7	経営コンサルティング業務	2014年 7月31日	100	100	—
阿波銀リース株式会社	徳島市沖浜東三丁目46番地	リース業務	1974年 1月23日	180	100	—
あわぎん成長企業投資事業有限責任組合	徳島市元町一丁目7	成長企業への投資業務	2018年 10月4日	413	—	—

- (注) 1. 連結対象子会社は上記の子会社等5社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結経常収益は673億74百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は111億60百万円となりました。
2. あわぎん成長企業投資事業有限責任組合は重要性が増したことにより、当期から連結の範囲に含めております。
3. 阿波銀ビジネスサービス株式会社は、2019年10月1日付で当行に吸収合併いたしました。
4. 阿波銀保証株式会社、阿波銀コンサルティング株式会社及びあわぎん成長企業投資事業有限責任組合は、2020年5月18日付で徳島市新町橋二丁目25番地へ移転いたしております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称 C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、阿波銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2004年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
7. 四国の地方銀行4行（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）の提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
8. 株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称 でんさいネット）と業務委託契約を締結し、電子記録債権に関するサービスを取扱っております。
9. 百十四銀行、伊予銀行及び四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(2019年度末現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職	その他
岡 田 好 史	取 締 役 会 長	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	
長 岡 奨	取 締 役 頭 取 (代表取締役)	一般社団法人徳島県銀行協会 会長	
大 西 康 生	取 締 役 副 頭 取 (代表取締役)	経営統括部担当	
福 永 丈 久	専 務 取 締 役	営業推進部担当	
三 好 敏 之	常 務 取 締 役	審査部、証券国際部担当	
大 和 史 郎	取 締 役	常務執行役員 管理本部長 管理本部（業務管理部、リスク統括部）担当	
三 浦 淳 典	取 締 役	常務執行役員 大阪支店長	
西 大 和	取 締 役	経営統括部長	(注)2
海 出 隆 夫	取 締 役 (常勤監査等委員)		(注)3
住 友 康 彦	取 締 役 (常勤監査等委員)		(注)2 (注)3
園 木 宏	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	公認会計士	(注)1 (注)5
米 林 彰	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	公認会計士	(注)1 (注)5
荒 木 光 二 郎	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事	(注)1
藤 井 宏 史	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	国立大学法人香川大学 名誉教授	(注)1 (注)7
野 田 聖 子	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	永沢総合法律事務所 弁護士 第一東京弁護士会 副会長	(注)1 (注)8

- (注) 1. 取締役のうち園木宏、米林彰、荒木光二郎、藤井宏史及び野田聖子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、園木宏、米林彰、藤井宏史及び野田聖子の4氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の定めに基づき届け出するため当行が指定した独立役員であります。
2. 取締役西大和氏は、2019年6月27日付であらたに取締役に就任いたしました。また、監査等委員住友康彦氏は、2019年6月27日付であらたに監査等委員に就任いたしました。
3. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、経営管理委員会等の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 2019年6月27日開催の第207期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員小松康宏氏は辞任いたしました。
5. 監査等委員園木宏及び米林彰の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査部の担当は取締役会となっております。
7. 2020年2月29日の経過をもって、監査等委員藤井宏史氏は、国立大学法人岡山大学非常勤講師を退任しております。なお、同法人と当行の間には特別の関係はありません。
8. 2020年3月31日の経過をもって、監査等委員野田聖子氏は、第一東京弁護士会の副会長を退任しております。なお、同会と当行の間には特別の関係はありません。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

石本 宏	常務執行役員（本店営業部長）
山下 真弘	執行役員（阿南支店長兼見能林支店長）
寺西 徹	執行役員（鳴門支店長兼大津支店長）
伊藤 輝明	執行役員（東京支店長）
浜尾 克也	執行役員（監査部長）

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役（監査等委員を除く）	8名	276 (134)
取締役（監査等委員）	8名	75 (-)
計	16名	351 (134)

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額（年額、賞与を含む）は、以下のとおりであります。
- 取締役（監査等委員を除く） 350百万円以内
 - 取締役（監査等委員） 100百万円以内
- また、上記報酬限度額とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入し、業績連動型株式報酬として連続する5事業年度を対象とする対象期間毎に合計782百万円以内と決議されております。
2. 報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等55百万円（うち賞与18百万円）は含まれておりません。
3. 支給人数及び報酬等には、2019年6月27日開催の第207期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含めております。
4. () 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。
- 取締役(監査等委員を除く) 賞与71百万円 業績連動型株式報酬63百万円
5. 上記の表に記載した報酬等のほか、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- 退任取締役（監査等委員）1名 12百万円
6. 上記の表に記載した報酬等のほか、取締役を兼務していない執行役員の報酬等は、以下のとおりであります。
- 報酬等 119百万円（うち賞与 31百万円、業績連動型株式報酬 22百万円）
7. 当行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、毎月の金銭報酬、賞与及び退任時に株式を交付する株式報酬で構成され、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意志を明確にするため、一定の算式によって毎期の業績（コア業務純益、当期純利益）に連動させております。取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）個々の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬等の額の範囲内において、役位毎に定められたポイントを基準として、アドバイザリー委員会にて協議のうえ、取締役会において決定しております。なお、取締役会はその決定に際して、アドバイザリー委員会の協議結果を尊重することとしております。
8. また、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額とし、株主総会において決議された報酬等の額の範囲内において、個々の責務及び役割の内容を勘案し、監査等委員である取締役の協議により定めております。

(3) 責任限定契約

当行では、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款において定めております。

これに基づき取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当行との間に責任限定契約を締結しており、その概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
海出隆夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ・ 上記の責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
住友康彦	
園木宏	
米林彰	
荒木光二郎	
藤井宏史	
野田聖子	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
荒木光二郎 (社外取締役)(監査等委員)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 同研究所は、地域経済・産業の振興と発展に寄与するため当行の寄付により設立された公益財団法人であります。
藤井宏史 (社外取締役)(監査等委員)	国立大学法人香川大学 名誉教授 同法人と当行の間には特別の関係はありません。
野田聖子 (社外取締役)(監査等委員)	永沢総合法律事務所 弁護士 同所と当行の間には特別の関係はありません。 第一東京弁護士会 副会長 同会と当行の間には特別の関係はありません。

- (注) 1. 2020年2月29日の経過をもって、監査等委員藤井宏史氏は、国立大学法人岡山大学非常勤講師を退任しております。なお、同法人と当行の間には特別の関係はありません。
2. 2020年3月31日の経過をもって、監査等委員野田聖子氏は、第一東京弁護士会の副会長を退任しております。なお、同会と当行の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
園木 宏 (社外取締役) (監査等委員)	8年 10ヵ月	取締役会 14回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
米林 彰 (社外取締役) (監査等委員)	4年 10ヵ月	取締役会 14回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
荒木 光二郎 (社外取締役) (監査等委員)	2年 10ヵ月	取締役会 14回開催中13回出席 監査等委員会 14回開催中13回出席	地域経済・金融の専門的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
藤井 宏史 (社外取締役) (監査等委員)	1年 10ヵ月	取締役会 14回開催中13回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	学識経験者としての専門的な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
野田 聖子 (社外取締役) (監査等委員)	1年 10ヵ月	取締役会 14回開催中13回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	弁護士としての豊富な法律知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
取締役（監査等委員）	5名	35	—
報酬等の合計	5名	35	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株
 発行済株式の総数 43,240千株

(2) 当年度末株主数 11,035名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 大 塚 製 薬 工 場	1,585 <small>千株</small>	3.73 <small>%</small>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,514	3.57
阿 波 銀 行 従 業 員 持 株 会	1,257	2.96
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,140	2.68
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,140	2.68
大 塚 製 薬 株 式 会 社	932	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	893	2.10
大 昭 興 業 株 式 会 社	833	1.96
日 亜 化 学 工 業 株 式 会 社	803	1.89
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	750	1.76

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式(834,983株)を控除して算出しております。
 4. なお、自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式214,030株は含まれておりません。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当行は、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

決議日	2019年5月10日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	2019年5月20日から2019年6月17日まで
取得した株式の総数	330千株
取得価額の総額	898百万円

決議日	2020年1月28日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	2020年2月5日から2020年3月12日まで
取得した株式の総数	420千株
取得価額の総額	952百万円

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 黒木 賢一郎 指定有限責任社員 大橋 正紹	51	(注)4 (注)5

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。
 3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておりませんので、上記金額は、これらの合計額を記載しております。
 4. 当行は、会計監査人に対して、当該事業年度における非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）についての対価0百万円を支払っております。その内容は、日本版C R S（共通報告基準）及びF A T C A（外国口座税務コンプライアンス法）に関する指導・助言業務であります。
 5. 監査等委員会は、前年度の会計監査人の監査の実施状況、監査の方法と結果の相当性、今年度の監査計画における監査見積時間や人員配置の内容、報酬見積の相当性などについて、監査品質確保の観点から総合的に確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法第399条の13第2項の規定に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定める。本決議に基づく内部統制システムの構築は、当行の行是「堅実経営」を具現するものであり、必要ある場合は速やかに見直すものとする。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、リスク統括部を統括部門とするコンプライアンス態勢を整備する。
- (2) 経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行う。
- (3) 事業年度ごとに当行グループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。
- (4) コンプライアンスの遵守基準として「職員倫理」を制定し、全役職員に銀行の社会的使命の自覚を促し、信用保持に向けた意識づけを図る。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- (5) 財務報告に係る内部統制および開示統制に関する態勢を整備する。
- (6) 「マネー・ローンダリング／テロ資金供与等防止基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等に関与すること、または巻き込まれることを防止するための態勢を整備する。
- (7) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための態勢を整備する。
- (8) 内部統制の妥当性と有効性を監査する部門として監査部を設置し、当該部門の陣容・専門性に十分配慮した人員配置を行う。
- (9) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、行内の各規程に従い、①取締役会、常務会、経営管理委員会、A L M委員会および四国アライアンス推進委員会等の重要な会議の議事録、②立案書、③取締役を最終決裁者とする契約書類、④その他取締役の職務執行に関わる書類等を適切に保存および管理（廃棄を含む）し、閲覧可能な体制を維持する。
- (2) 「情報資産管理基本規程」、顧客情報保護に関する規程等を制定し、法令等遵守と信用の保持のため厳正な情報管理態勢を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 統一かつ網羅的なリスク管理統括部門としてリスク統括部を設置する。
- (2) リスク管理の基本である「統合的リスク管理方針」に基づき、「統合的リスク管理規程」およびリスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理部門が当該リスクを管理する。
- (3) 経営管理委員会およびA L M委員会を設置し、リスク管理に関する重要事項の協議・決定やリスク管理態勢の実効性の検証等を行うとともに、市場環境の変化によるリスクの変化を把握し、資産・負債の総合的管理を実施する。
- (4) 事業年度ごとに当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なリスク管理態勢の充実・強化を図る。
- (5) 「緊急事態管理規程」を制定するとともに、災害・障害等の発生時に備えて、業務継続計画を含む対応マニュアルを整備することにより、当行グループ全体で危機管理体制を構築する。
- (6) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、リスク管理態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営戦略、個別の業務戦略および各種リスク管理等に関する事項を協議する機関として、常務会、経営管理委員会、A L M委員会、四国アライアンス推進委員会および経営会議を設置する。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務を執行する取締役ならびに執行役員に職務分掌に従い、職務執行を行わせる。
- (3) 適正な自己資本維持による健全性と株主価値向上を勘案し、当行グループ全体の経営計画および業務運営計画の策定を行う。

- (4) 重要な業務執行として、「取締役会規則」に付議事項を定め、これを遵守し、審議の過程においては善管注意義務および忠実義務に基づき意思決定を行うものとする。
- (5) 日常の職務遂行に際しては、「内規」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が委譲された権限を行使し、適切に業務を遂行する。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立する。
- (2) 取締役会は、当行がグループ経営を行うにあたっての基本的事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ連結経営の効率化と適正化を図る。
- (3) 当該規程に基づき、四半期ごとに子会社による業務執行状況報告会を開催し、経営内容の把握とリスク情報の共有化を行う。
- (4) 各子会社にコンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス態勢を構築する。
- (5) 当行グループ内の取引は、法令、社会規範等に照らし適切な条件で行うものとする。
- (6) 子会社のガバナンス強化のため、当行取締役が子会社の監査役に就任する。また、業務の執行状況の適正性を監査するために監査部による監査を行う。
- (7) 当行と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスク統括部は、子会社のコンプライアンス統括部門等と十分な情報交換を行う。
- (8) 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、各子会社に内部通報制度を構築する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことならびに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、専任の職員を1名以上配置する。
- (2) 監査等委員会室付職員の任命・異動については、監査等委員会と事前に協議する。
- (3) 当該職員の人事考課は、常勤監査等委員が行う。
- (4) 当該職員は、当行の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

7. 当行および子会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当行および子会社の役職員は、取締役会その他の会議において業務執行状況およびその他の必要な情報提供を行う。
- (2) 当行および子会社の役職員は、監査等委員会に対し一定の事項について速やかに報告を行う。
- (3) 当行および子会社の役職員は、監査等委員会が監査に必要な決裁文書等を、常時閲覧できる体制をとる。

8. 報告者が監査等委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対し上記7.(2)の報告を行った当行および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当行および子会社の役職員に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が監査等委員会の職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経営統括部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員と定期的な意見交換を行い、意思疎通を図る。
- (2) 監査等委員会とリスク統括部・監査部・会計監査人が情報交換を行い、緊密に連携できる体制を構築する。
- (3) 監査等委員会は、監査に必要あるときは、独自に弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家と契約を行うことができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、経営管理委員会において執行状況・管理態勢等の評価を行うとともに、「内部統制システム構築の基本方針」の見直しの必要性の有無を定期的に検討し、取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を14回開催し、経営計画、業務運営計画および予算の策定などについて審議を行ったほか、業務執行状況等のモニタリングを行いました。当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとする「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に法令・定款の遵守を徹底しています。また、取締役会の決議により、業務執行上の一定の重要事項については、常務会、経営管理委員会、ALM委員会および四国アライアンス推進委員会等に委任し、効率的な意思決定を行いました。

2. コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重要事項を協議する全行的機関として経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行っています。事業年度ごとにコンプライアンスに関する具体的な計画としてグループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

3. リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢の整備・確立を経営の最重要課題の一つとする「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定しています。事業年度ごとにリスク管理に関する具体的な計画としてグループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

4. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

各子会社においても「内部統制システムの基本方針」を制定し、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立しています。各子会社に内部通報制度を構築しているほか、四半期ごとに各子会社の業況報告会を開催し、経営内容および各子会社の課題について報告を受け、情報の共有化を図りました。

5. 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会とリスク統括部・監査部・会計監査人が適宜・適切に意見交換・情報交換ができる態勢としています。また、代表取締役と監査等委員会との定期会合を実施し、当行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備の状況など幅広く意見交換を行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、株主さまへの利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の収益基盤の強化に向けた内部留保の充実に努めるとともに、株主各位に対し安定的かつ積極的な利益還元を継続して行うことを基本方針としております。

この方針のもと、配当金につきましては、年間25円（中間・期末12円50銭）を安定配当として堅持しつつ、これに各期の業績に応じた加算をしてお支払することとしております。

第208期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	287,159	預金	2,774,631
預金	37,514	当座	126,611
預け	249,644	普通	1,535,278
預け	2,151	貯蓄	30,108
預け	1,149	定期	8,376
預け	917	預積	964,893
預け	224	預積	7,462
預け	693	預積	101,901
預け	1,005,581	預積	179,149
預け	241,208	預積	20,024
預け	186,898	預積	58,470
預け	133,803	預積	42,073
預け	118,677	預積	42,073
預け	324,992	預積	83
預け	1,960,547	預積	79
預け	10,375	預積	3
預け	127,694	預積	17,687
預け	1,735,376	預積	0
預け	87,100	預積	1,447
預け	11,070	預積	838
預け	10,866	預積	1,240
預け	63	預積	0
預け	140	預積	7,911
預け	45,265	預積	3,755
預け	2,732	預積	301
預け	4,818	預積	111
預け	4,756	預積	2,079
預け	32,957	預積	53
預け	36,933	預積	139
預け	13,643	預積	427
預け	21,102	預積	1,043
預け	279	預積	6,451
預け	7	預積	2,730
預け	1,900	預積	8,437
預け	5,078	預積	3,111,405
預け	4,974	預積	23,452
預け	104	預積	16,232
預け	5,967	預積	16,232
預け	8,437	預積	164,352
預け	14,374	預積	14,064
預け	△	預積	150,288
預け		預積	557
預け		預積	2,995
預け		預積	129,520
預け		預積	17,215
預け		預積	△ 2,892
預け		預積	201,145
預け		預積	40,628
預け		預積	△ 2,479
預け		預積	5,184
預け		預積	43,333
預け		預積	244,479
資産の部合計	3,355,885	負債及び純資産の部合計	3,355,885

第208期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	52,251
貸出金運用収益	39,877
貸出金運用収益	23,604
有価証券の売却益	16,029
預金	87
その他の受取利息	144
信託業務の引当金	10
役員受取報酬	3
受取手数料	7,411
その他の業務収益	1,632
その他の業務収益	5,778
外国債の売却益	1,160
外国債の売却益	498
外国債の売却益	445
外国債の売却益	60
外国債の売却益	1
外国債の売却益	155
その他経常収益	3,798
償却債権の売却益	778
株式の売却益	2,910
その他の経常収益	0
その他の経常収益	109
経常費用	4,150
預金性預金	958
渡り金	47
有価証券の売却損	304
借入金	572
リースの費用	0
その他の引当金	2,109
その他の引当金	157
役員受取報酬	1,172
支払手数料	379
その他の役員費用	792

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(単位：百万円)

科 目		金 額	
そ の 他 業 務 費 用		101	
商 品 有 価 証 券 売 買 損 損		4	
国 債 等 債 券 売 却 損		96	
営 業 経 常 費 用		26,607	
そ の 他 経 常 費 用		5,142	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		3,611	
貸 出 金 償 却 損		17	
株 式 等 売 却 損		823	
株 式 等 償 却 損		185	
そ の 他 の 経 常 費 用		504	
経 常 利 益			15,076
特 別 利 益			74
固 定 資 産 処 分 益		32	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益		42	
特 別 損 失			102
固 定 資 産 処 分 損 失		52	
減 損		50	
税 引 前 当 期 純 利 益			15,049
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,007	
法 人 税 等 調 整		23	
法 人 税 等 純 利 益			4,030
当 期 純 利 益			11,018

(ご参考)

第208期末信託財産残高表
(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	75	金 銭 信 託	378
現 金 預 け 金	303		
合 計	378	合 計	378

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円
3. 元本補填契約のある信託については取扱残高はありません。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	287,164	預 金	2,771,127
コールローン及び買入手形	2,151	譲 渡 性 預 金	175,149
買入金銭債権	1,149	コールマネー及び売渡手形	20,024
商品有価証券	917	債券貸借取引受入担保金	58,470
有 価 証 券	995,428	借 用 金	53,610
貸 出 金	1,962,862	外 国 為 替	83
外 国 為 替	11,070	そ の 他 負 債	25,493
リース債権及びリース投資資産	28,802	賞 与 引 当 金	22
そ の 他 資 産	47,308	役 員 賞 与 引 当 金	53
有 形 固 定 資 産	37,396	退 職 給 付 に 係 る 負 債	505
建 物	13,683	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	10
土 地	21,120	株 式 報 酬 引 当 金	139
リ ー ス 資 産	84	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	427
建 設 仮 勘 定	7	偶 発 損 失 引 当 金	1,043
その他の有形固定資産	2,501	繰 延 税 金 負 債	6,515
無 形 固 定 資 産	5,164	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,730
ソ フ ト ウ ェ ア	5,055	支 払 承 諾	8,437
その他の無形固定資産	109	負 債 の 部 合 計	3,123,847
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,261	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	269	資 本 金	23,452
支 払 承 諾 見 返	8,437	資 本 剰 余 金	20,106
貸 倒 引 当 金	△ 17,174	利 益 剰 余 金	169,299
		自 己 株 式	△ 2,892
		株 主 資 本 合 計	209,966
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,516
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,479
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,184
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 824
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	42,396
		純 資 産 の 部 合 計	252,362
資 産 の 部 合 計	3,376,210	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,376,210

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	38,939	67,374
貸出証券の利息及び入金受取利息	23,603	
有価証券の利息及び買入手形利息	15,091	
コールローンの利息	87	
預け金の利息	145	
その他の受取利息	10	
信託の引当金	3	
役務の他の引当金	8,775	
その他の引当金	15,442	
償却の他の引当金	4,214	
経常収益	780	
経常費用	3,433	
経常利益	4,179	51,645
預讓の利息	958	
コールマネーの利息	46	
債券の他の利息	304	
借入金の利息	572	
その他の支払利息	29	
役務の他の引当金	2,267	
その他の引当金	1,220	
償却の他の引当金	12,770	
経常費用	28,005	
倒れの引当金	5,468	
経常費用	3,915	
経常費用	1,552	
経常利益	15,729	
特別利益	32	
固定資産処分益	32	
固定資産処分損失	53	
減損損失	50	
特別損失	103	
税引当	4,593	15,658
法人税、法人等調整税	△ 105	
当期純利益	4,487	
当期純利益	11,170	
非支配株主に帰属する当期純利益	9	
親会社に帰属する当期純利益	11,160	

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 阿波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 黒木 賢一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大橋 正紹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 阿波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒木 賢一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 正紹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第208期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 阿波銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 海 出 隆 夫 ㊟
 常勤監査等委員 住 友 康 彦 ㊟
 監 査 等 委 員 園 木 宏 ㊟
 監 査 等 委 員 米 林 彰 ㊟
 監 査 等 委 員 荒 木 光 二 郎 ㊟
 監 査 等 委 員 藤 井 宏 史 ㊟
 監 査 等 委 員 野 田 聖 子 ㊟

(注) 監査等委員 園木宏、米林彰、荒木光二郎、藤井宏史および野田聖子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。また、取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザリー委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> おか だ よし ふみ 岡 田 好 史 (1956年9月6日生)	1979年4月 当行入行 1998年6月 川内支店長 2000年2月 西大阪支店長 2001年6月 審査部長 2004年6月 当行取締役総合企画部長 2006年6月 当行常務取締役 2008年6月 当行取締役頭取（代表取締役） 2017年4月 当行取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	21,643株
		《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2004年より取締役、2008年より取締役頭取、2017年より取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なが おか すすむ 長 岡 奨 (1957年1月12日生)</p>	<p>1980年4月 当行入行 1997年1月 江戸川支店長 2000年8月 藍住支店長 2002年6月 事務統括部長 2004年6月 営業推進部長 2006年6月 執行役員審査部長 2008年6月 当行取締役人事部長 2010年6月 当行取締役東京支店長 2012年6月 当行常務取締役 2016年6月 当行専務取締役 2017年4月 当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人徳島県銀行協会 会長</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、人事部等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2008年より取締役、2016年より専務取締役、2017年より取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。</p>	11,300株
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おお にし やす お 大 西 康 生 (1955年9月23日生)</p>	<p>1979年4月 当行入行 1999年2月 板野支店長 2000年8月 岡山支店長 2002年2月 営業推進部長 2004年6月 当行取締役人事部長 2006年6月 当行常務取締役 2014年6月 当行専務取締役（代表取締役） 2017年4月 当行取締役副頭取（代表取締役） 現在に至る (経営統括部担当)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、営業推進、人事部等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2004年より取締役、2014年より専務取締役、2017年より取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。</p>	5,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
4	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> ふく なが たけ ひさ 福 永 丈 久 (1961年8月28日生)	1984年 4 月 当行入行 2003年 6 月 板野支店長 2005年 6 月 堺支店長 2007年 6 月 経営管理部長 2008年 6 月 審査部長 2009年 6 月 総合企画部長 2010年 6 月 執行役員総合企画部長 2012年 6 月 当行取締役総合企画部長兼経営品質推進室長 2013年 6 月 当行取締役人事部長 2014年 6 月 当行常務取締役 2019年 6 月 当行専務取締役 現在に至る (営業推進部担当) 《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、経営企画、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年より取締役、2014年より常務取締役、2019年より専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。	5,378株
5	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> やま と し ろう 大 和 史 郎 (1962年6月26日生)	1986年 4 月 当行入行 2004年 2 月 人事部人事課長 2008年 2 月 協町支店長 2010年 6 月 西大阪支店長 2013年 6 月 総合企画部部付部長兼経営品質推進室長 2014年 6 月 執行役員経営統括部長兼バリュープロジェクト室長 2015年 6 月 執行役員審査部長 2017年 6 月 常務執行役員管理本部長 2018年 6 月 当行取締役常務執行役員管理本部長 現在に至る (管理本部 (業務管理部、リスク統括部) 担当) 《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、人事、経営企画、審査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2014年より執行役員、2018年より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。	2,640株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
6	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> <p style="text-align: center;">み うら あつ のり 三 浦 淳 典 (1963年4月24日生)</p>	<p>1986年4月 当行入行 2002年2月 審査部審査役 2005年2月 江戸川支店長 2007年6月 北島支店長 2009年6月 高松支店長 2012年6月 事務部長 2014年6月 阿南支店長兼見能林支店長 2015年6月 執行役員阿南支店長兼見能林支店長 2016年6月 執行役員大阪支店長 2018年6月 当行取締役常務執行役員大阪支店長 現在に至る</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、審査、事務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年より執行役員、2018年より取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。</p>	2,100株
7	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> <p style="text-align: center;">にし ひろ かず 西 大 和 (1971年4月27日生)</p>	<p>1994年4月 当行入行 2009年6月 経営品質推進室長 2011年8月 総合企画部企画課長 2013年6月 山川支店長 2015年2月 松山支店長 2016年6月 証券国際部長 2017年6月 執行役員経営統括部長兼バリュープロジェクト室長 2019年6月 当行取締役経営統括部長 現在に至る</p> <p>《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、経営企画、証券部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年より執行役員、2019年より取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。</p>	2,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
8	<div style="text-align: center; color: white; background-color: #0056b3; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div> いしもと ひろし 石本 宏 (1962年10月2日生)	1985年 4月 当行入行 2003年 2月 営業推進部営業推進役 2005年 6月 日和佐支店長 2007年 6月 蒲田支店長 2010年 6月 脇町支店長 2012年 6月 営業推進部長 2014年 6月 執行役員大阪支店長 2016年 6月 常務執行役員本店営業部長 2019年12月 常務執行役員本店営業部長兼両国橋支店長兼 かちどき橋支店長 現在に至る	2,200株
		《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、営業推進部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2014年より執行役員、2016年より常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としました。	

(注) 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役海出隆夫、園木宏、米林彰、荒木光二郎、藤井宏史、野田聖子の6氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザリー委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> かい 出 たか お 海 隆 夫 (1955年7月26日生)	1978年4月 当行入行 1997年1月 藍住支店長 1998年6月 西大阪支店長 2000年2月 事務統括部長 2002年6月 執行役員総合企画部長 2004年6月 常務執行役員鳴門支店長兼大津支店長 2006年6月 当行常務取締役 2014年6月 当行監査役 2018年6月 当行取締役監査等委員 現在に至る 《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、事務、経営企画等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2006年より常務取締役、2014年より監査役、2018年より取締役監査等委員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としました。	6,160株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	<div style="text-align: center;"> 再任 社外 独立役員 <small>その</small> <small>き</small> <small>ひろし</small> 園 木 宏 (1946年8月14日生) </div>	<p>1970年4月 監査法人大和会計事務所（現有限責任 あずさ監査法人）入社</p> <p>1977年3月 公認会計士登録</p> <p>1994年7月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員</p> <p>2001年6月 同法人本部理事・大阪事務所運営理事</p> <p>2003年6月 同法人専務理事</p> <p>2006年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所長</p> <p>2009年6月 同法人退職</p> <p>2009年7月 園木宏公認会計士事務所開設 現在に至る</p> <p>2011年6月 当行監査役</p> <p>2015年6月 当行取締役</p> <p>2018年6月 当行取締役監査等委員 現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 公認会計士としての豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2011年より当行社外監査役、2015年より当行社外取締役、2018年より当行社外取締役監査等委員に就任しており、当行の事業内容等に精通し、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏の当行における、社外監査役の在任期間は4年、社外取締役の在任期間は3年、また社外取締役監査等委員の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; text-align: center;">独立役員</div> <p style="text-align: center;">よね ばやし あきら 米 林 彰 (1951年8月20日生)</p>	<p>1975年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社</p> <p>1980年3月 公認会計士登録</p> <p>2000年7月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員</p> <p>2005年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所運営理事</p> <p>2006年6月 同法人本部理事</p> <p>2014年6月 有限責任 あずさ監査法人退職</p> <p>2014年7月 米林彰公認会計士事務所開設 現在に至る</p> <p>2015年6月 当行監査役</p> <p>2018年6月 当行取締役監査等委員 現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 公認会計士としての豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2015年より当行社外監査役、2018年より当行社外取締役監査等委員に就任しており、当行の事業内容等に精通し、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏の当行における、社外監査役の在任期間は3年、また社外取締役監査等委員の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <small>あら き こうじろう</small> 荒木 光二郎 (1960年2月18日生)	<p>1983年4月 日本銀行入行 1999年7月 金融市場局調査役 2001年6月 考査局調査役 2003年10月 松本支店次長 2007年7月 総務人事局企画役 2009年3月 調査統計局企画役 2010年10月 旭川事務所長 2013年6月 金融機構局企画役 2014年9月 徳島事務所長 2017年5月 総務人事局企画役 2017年6月 日本銀行退職 2017年6月 当行監査役 2018年6月 当行取締役監査等委員 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人 徳島経済研究所専務理事</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 金融・地域経済に関する高い見識ならびに金融界での幅広い経験を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2017年より当行社外監査役、2018年より当行社外取締役監査等委員に就任しており、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏の当行における、社外監査役の在任期間は1年、また社外取締役監査等委員の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <p style="margin: 0;">ふじ い ひろ し 藤 井 宏 史 (1954年2月27日生)</p>	<p>1981年4月 香川大学（現国立大学法人香川大学）経済学部助手</p> <p>1982年12月 同大学 経済学部講師</p> <p>1985年2月 同大学 経済学部助教授</p> <p>1996年2月 同大学 経済学部教授</p> <p>2009年10月 同大学 経済学部学部長</p> <p>2013年10月 国立大学法人香川大学 理事・副学長</p> <p>2017年10月 同大学 経済学部教授</p> <p>2018年6月 当行取締役監査等委員 現在に至る</p> <p>2019年4月 国立大学法人香川大学 名誉教授 現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 学識経験者として専門的な知識と経験を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2018年より当行社外取締役監査等委員に就任しており、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏の当行における、社外取締役監査等委員の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> のだせいこ 野田 聖子 (1964年2月17日生)	1986年4月 当行入行 1992年12月 当行退職 1999年4月 弁護士登録 永沢総合法律事務所入所 現在に至る 2007年6月 株式会社ツムラ 監査役就任 2015年6月 同社 監査役退任 2017年6月 同社 補欠監査等委員に選任 現在に至る 2018年6月 当行取締役監査等委員 現在に至る 《社外取締役候補者とした理由》 弁護士として豊富な法律知識と経験を有しております。また、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2007年から8年間上場企業において社外監査役に就任したほか、2018年より当行社外取締役監査等委員に就任しており、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏の当行における、社外取締役監査等委員の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。	0株

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 園木宏氏、米林彰氏、荒木光二郎氏、藤井宏史氏、野田聖子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、現在、園木宏氏、米林彰氏、藤井宏史氏、野田聖子氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、引続き4氏を独立役員とする予定であります。
4. 当行は、現在、非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨、現行定款に定めております。これに基づき、現在、上記6氏と当行の間に責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合、各氏との契約は継続となります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額といたします。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp/>

議決権行使期限

2020年6月25日(木)午後5時30分まで

ご注意事項

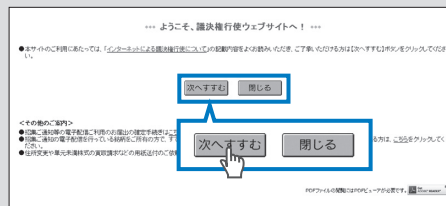
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
 - 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
- また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

01 議決権行使ウェブサイトへアクセス

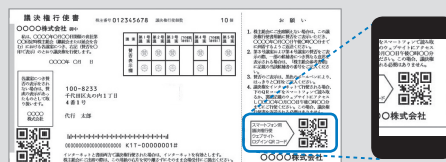


「次へすすむ」をクリック

「スマートフォン」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」
「議決権行使コード」および「パスワード」

01 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合に

02 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

03 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

「ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、
が入力不要でアクセスできます。

02 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

03 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 **9:00~21:00** (土曜・日曜・祝日も受付)

〈× 毛 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing.

〈× 毛 欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場 ご案内図

徳島市西船場町二丁目24番地の1
当行本店 3階大会議室
電話 (088) 623-3131 (代表)



▶ 交通のご案内

- JR徳島駅より 徒歩約10分
- 八百屋町バス停より 徒歩約 8 分
- 元町バス停より 徒歩約 5 分
- 新町バス停より 徒歩約 5 分
- 徳島阿波おどり空港より バス・徒歩約40分
タクシー 約30分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。